

川内村放課後子ども教室実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、放課後における児童の安全で安心な居場所を確保するとともに、児童に対しスポーツ、文化活動等の体験活動及び地域の住民との交流活動等の機会を提供するとともに、学ぶ意欲のある児童に対し学習機会の提供を図ることを目的とした放課後子ども教室事業(以下「子ども教室事業」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 子ども教室事業は、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 放課後における児童の安全・安心な活動拠点を確保する事業
- (2) 地域の多様な大人の積極的な参画を得て、交流による地域コミュニティ事業
- (3) 児童に様々な体験・交流・学習活動の機会の提供をするとともに、社会性、自主性、創造性等の児童の豊かな人間性の養成事業
- (4) 地域の中で安心して健やかに育まれる環境づくりを推進するために必要な事業

(名称及び位置)

第3条 放課後子ども教室の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
川内村放課後子ども教室	川内村大字上川内字小山平15番地

(対象者)

第4条 子ども教室事業に参加できる児童は、川内小学校に在籍する第1学年から第6学年までの児童とする。

(コーディネーター)

第5条 放課後子ども教室に、コーディネーターを配置する。

- 2 コーディネーターは、児童の保護者等に対する参加の呼びかけ、学校、関係機関、関係団体等との連絡調整、ボランティア等の地域の協力者の確保、登録及び配置、活動プログラムの企画、策定等を行う。
- 3 コーディネーターは、地域の住民に信望があり、かつ児童の健全育成に熱意を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(安全管理員及び学習アドバイザー)

第6条 放課後子ども教室を運営するため、安全管理員及び学習アドバイザーを配置する。

- 2 安全管理員は、放課後子ども教室に参加する児童の安全を確保するための事務に従事する。
- 3 学習アドバイザーは、放課後子ども教室のうち第2条に規定する活動等の機会の提供に関する事務に従事する。
- 4 安全管理員及び学習アドバイザーは、児童の健全育成に熱意を有する者であって、教育委員会に登録したものをもって充てる。
- 5 放課後子ども教室の実施日における安全管理員及び学習アドバイザーの配置人員は、教育委員会が別に定める。

(開級日及び実施時間)

第7条 子ども教室事業の開級日は、毎週月曜日から金曜日とする。

- 2 子ども教室の実施時間は、学校の授業終了後から午後6時までとする。ただし、川内村公立小・中学校管理規則（平成12年川内村教委規則第1号）第10条の2に定める休業日に開級する場合の子ども教室の実施時間は、教育委員会が別に定める。

(閉級日)

第8条 放課後子ども教室の閉級日は、次の各号のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 12月28日から12月31日まで及び1月2日から1月4日まで
- 2 放課後子ども教室は、臨時に閉級することができる。この場合、教育長はあらかじめ参加者の保護者に通知するものとする。

(参加の申込)

第9条 子ども教室事業への参加を希望する児童の保護者（以下「保護者」という。）は、放課後子ども教室参加申込書（様式第1号）に傷害保険料を添えて教育長に提出しなければならない。

(参加の決定及び通知)

第10条 教育長は、前条の規定による申し込みがあったときは、その内容を審査のうえ、参加を許可するかどうか決定しなければならない。

- 2 教育長は、前項の規定による決定をしたときは、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、速やかに保護者に通知しなければならない。
 - (1) 参加を許可するときの決定 放課後子ども教室参加許可通知書（様式第2号）

(2) 参加を許可しないときの決定 放課後子ども教室参加不許可通知書(様式第3号)

(参加の辞退)

第11条 保護者は、参加を取りやめようとするときは、あらかじめ、教育長に放課後子ども教室参加辞退届(様式第4号)を提出しなければならない。

2 教育長は前項に規定する辞退届けを受理したときは、その写しをもって受理した旨を通知しなければならない。

(参加の取消し)

第12条 教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、参加を取消することができる。

(1) 放課後子ども教室の実施に支障が生じると判断した場合

(2) 放課後子ども教室参加申込書に虚偽又は不正があった場合

2 教育長は、参加の取り消しが決定したときは、速やかに放課後子ども教室参加取消通知書(様式第5号)により保護者に通知しなければならない。

(費用)

第13条 放課後子ども教室の利用に要する費用は、無料とする。

(運営委員会の設置)

第14条 放課後子ども教室の運営等について検討するため、別に定めるところにより、教育委員会に運営委員会を置く。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、放課後子ども教室の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

様式第 1 号 (第 9 条関係)

放課後子ども教室参加申込書

平成 年 月 日

川内村教育委員会教育長 様

保護者 住所

氏名

㊟

電話

放課後子ども教室の下記の順守事項を了承し、参加を申し込みます。

参加希望日に○をつけてください。(複数選択可)

参加曜日 月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 月～金

参加期間 年 月 日 ～ 年 月 日

学 年	児 童 氏 名	性別	生 年 月 日
	(ふりがな)	男 女	年 月 日生
緊急連絡先 ※必ず連絡の取れる電話 (氏名・会社名等) (住 所) (電 話 番 号)			
携帯電話番			
かかりつけの病院	1	電話番号	
	2	電話番号	
	3	電話番号	

注) 年度途中の申込は、毎月15日受付締切、翌月1日から参加

※この申込書に記載された連絡先等の個人情報は放課後子ども教室運営に関わること以外には使用いたしません。

順守事項

- 1、 放課後子ども教室の欠席・早退については、事前に必ず連絡すること。
- 2、 通院中、持病等の健康上の事情がある場合は、必ず指導員等に連絡すること。
- 3、 放課後子ども教室の参加については、学校終了後スクールバスにて送迎、帰りについても川内村コミュニティセンター17:25出発とします。

放課後子ども教室参加許可通知書

年 月 日

様

川内村教育委員会教育長

印

年 月 日付けで申込のあった放課後子ども教室への参加については、下記のとおり許可することと決定したので通知します。

記

児童氏名		性別	
生年月日	年 月 日生	学年	学年
保護者氏名		参加期間	年 月 日から 年 月 日まで

放課後子ども教室参加不許可通知書

年 月 日

様

川内村教育委員会教育長



年 月 日付けで申込のあった放課後子ども教室への参加については、下記のとおり不許可と決定したので通知します。

記

児童氏名		性別	
生年月日	年 月 日生	学年	学年
保護者氏名			
不許可理由			

放課後子ども教室参加辞退届

年 月 日

川内村教育委員会教育長 様

保護者 住所

氏名

印

電話

放課後子ども教室を辞退します。

学 年	児 童 氏 名	性別	生 年 月 日
		男 女	年 月 日生
辞 退 する 日	年 月 日 ()		
辞 退 理 由			

《教育委員会使用欄》

上記辞退届を受理します。

年 月 日

川内村教育委員会教育長

印

放課後子ども教室参加取消通知書

年 月 日

様

川内村教育委員会教育長



放課後子ども教室への参加について、下記の理由により取り消します。

記

児 童 氏 名		性 別	
生 年 月 日	年 月 日生	学 年	学年
保 護 者 氏 名			
取 消 年 月 日	年 月 日		
取 消 理 由			